

ご利用ください

『通院タクシー運賃助成 & 福祉タクシー券』

4月1日
スタート

■ 高齢者の通院に利用したタクシー運賃の一部を助成します

健康福祉課介護保険係 ☎028(677)6015

高齢者の心身の健康維持・管理推進と通院を支援している家族等の負担軽減を目的として、医療機関の通院に利用したタクシー運賃の一部を助成します。

対象

町内に住所を有する65歳以上の在宅で生活する高齢者で、自動車運転免許を持っていない人

対象とする費用

自宅から医療機関への通院(入退院含む)のために、一般タクシーまたは介護タクシーを利用した場合の費用

※運賃のみ(介助料、待機料は対象外)

助成額

タクシー運賃総額の2分の1(助成額に端数がある場合100円未満切捨て)

※1カ月あたりの限度額10,000円、各年度(毎年4月～翌年3月)の限度額60,000円

申請に必要なもの

- ・町指定の申請書
- ・タクシーの領収書(原本)
- ・医療機関の領収書(原本)
- ※医療機関の領収書は、確認後返却します。



申請期限

通院にタクシーを利用した月から2カ月後の月末(郵送の場合は期限必着)

注意事項

福祉タクシー券を利用した乗車分は、助成対象外となります。(併用不可)

助成対象となる医療機関には、整骨院、接骨院、はり灸は含まれません。

■ 福祉タクシー事業(障がい者等・高齢者)が拡充されました

障がい者等…健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

高齢者…健康福祉課介護保険係 ☎028(677)6015

4月から、高齢者福祉タクシーの対象者要件を変更し、障がい者等・高齢者ともタクシー券の使用枚数の上限と交付枚数を増やしました。

● タクシー券の使用上限と交付枚数が変わりました

① 1回の乗車に使えるタクシー券の枚数

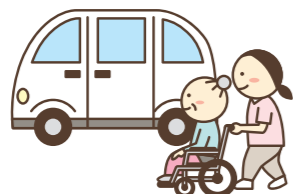
(旧) 3枚(1,500円)まで

(新) 4枚(2,000円)まで

② タクシー券の交付枚数

(旧) 1カ月あたり6枚(各年度72枚まで)

(新) 1カ月あたり8枚(各年度96枚まで)



● 高齢者福祉タクシーの対象者要件が変わりました

対象	旧	新
高齢者	町内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の人	町内に住所を有する65歳以上の在宅で生活する高齢者で、自動車運転免許を持っていない人
障がい者等(変更なし)	身体障害者手帳(1級～3級) 療育手帳(A1・A2・B1) 精神手帳(1級・2級) 要介護者(要介護3～要介護5)	



「にこっと」が変わります!



子育て支援課こども家庭センター「にこっと」 ☎028(677)6040

3月まで子育て包括支援センターとして開設していた「にこっと」が、こども家庭センター「にこっと」に変わります。芳賀町こども家庭センター「にこっと」では、これまでの「にこっと」以上に、妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口として広く相談を受け付けていきます。

「にこっと」は、役場子育て支援課に開設しています。お気軽にご相談ください。



こども家庭センター「にこっと」

妊娠中のお母さんやその家族、お子さんやその家族が安心して生活を継続できるよう「母子保健」と「児童福祉」が一体となり、家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。

また、相談者の皆さんの意見や希望を確認し、さまざまな機関の制度や支援とつなげることができるよう、専門職が相談に応じます。

母子保健係

妊娠期から子育て期のさまざまな不安や悩みについて、保健師や子育て支援コーディネーターが寄り添い、支援します。

- ① 一人一人の妊産婦さんと話をする中で支援に必要な実情を把握します。
- ② 妊娠・出産・育児に関わる相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行います。
- ③ 必要な関係機関につなぎます。
- ④ それぞれの家庭に応じた支援プランを作成します。



児童福祉係

18歳までの子どもや子育て家庭の心配事について子ども家庭支援員が支援します。

- ① 子どもの家庭支援全般に係る相談、情報提供、総合調整等を行います。
- ② 支援や保護が必要な児童への支援を行います。
- ③ 必要な関係機関につなぎます。
- ④ その他の必要な支援を行います。



一体的に支援

相談はお気軽にどうぞ

日時 8:30～17:15 (土日祝日と年末年始を除く)

場所 芳賀町役場子育て支援課窓口

方法 来所・電話 ☎028(677)6040

電子メール ✉kosodateshien@town.tochigi-haga.lg.jp

